

2月7日JAL整理解雇裁判（乗員）高裁第2回口頭弁論を傍聴して
＝裁判官を何度も頷かせるほど、圧巻だった原告機長の意見陳述＝

高裁での第2回口頭弁論は、高裁前宣伝行動208名参加、報告集会には172名が参加しました。裁判は61席の傍聴席の抽選に152名がならびました。

法廷では、原告がこれまでに提出した準備書面に対して、被告側も反論の書面を出すことのやり取りが行われ、原告機長が約10数分間の意見陳述を行いました。

原告機長の意見陳述は力強く切々と整理解雇の不当性と、素直にもの言えぬ職場が安全運航を支える基盤を弱めることを訴えました。

- ①80名のパイロットの解雇は、30年にわたって最前線で安全運航を支えてきた乗務員の誇りと人間の尊厳を奪い、会社自ら安全運航を踏みにじった。
- ②管財人の「京セラのように1兆円の内部留保ができてから安全を語れ」などの発言は、安全軽視の姿勢があらわれている。
- ③空港乱造や放漫経営を経営悪化の原因と指摘してきたが、顧みられることがなく、破綻そして再建に必死の努力を重ねている社員へ犠牲転化を行う旧来の労務姿勢が続けられている。
- ④支援機構のディレクターが「スト権を確立したら3500億円の出資はできない」など労働組合へ介入し、一部の職制を巻き込んで職場で不当労働行為を生み出し、相互不信感を生み出す状況までつくった。
- ⑤特定の機長、副操縦士のスケジュールを外し、パイロットがパイロットへの退職強要の面談まで行い、パイロット同士の信頼関係を壊す歴史的な汚点までつくった。
- ⑥解雇を避けるワークシェアリングの提案にも応じず、解雇回避の努力は最後まで行われなかった。
- ⑦更生計画上の路線便数・人員計画も納得できる説明はなく「人員削減をしなければ債権者が納得しない、2次破綻する」など一方的に主張が行われた。
- ⑧国会で「銀行などが整理解雇しろと言っているのか」の質問に副社長（支援機構常務）は「そういう要望やコメントを聞いたことがない」と答え、解雇の必要性がなかったことが明らかになっている。
- ⑨削減目標を上まわる希望退職者があったにもかかわらず、更生計画の人員調整の期限より前倒しで整理解雇を行い、組合活動をしていた機長の排除にねらいを定めた不当労働行為そのものであった。
- ⑩稲盛会長が「経理上、解雇の必要はなかった」と明言しているにもかかわらず、国際的にもあり得ない異常な解雇だった。
- ⑪解雇されたパイロットの生活上、精神上的の被害は図り知れないもので、日本全国の労働者、ILOなど世界の国際機関からも注目されている。航空の安全を守り、日本社会の労働者の閉塞感をただすためにも公正な判断をくだされることを切望します。

意見陳述を終えると法廷内では感動の拍手が巻き起こりました。裁判官は何度も何度も頷いていました。

次回期日は5月23日午後2時30分～（101号法廷）に決まり、それまでの間に進行協議や進行打ち合わせが行われます。さらに次回以降は、証人調べが行われていくことになります。

ベテランを排除する年齢基準や病欠（体調が悪ければ飛ばないことが安全運航に寄与している）理由の解雇人選基準は人権蹂躪そのもので、モチベーションをなくさせ、安全運航を損なう行為です、改めて早期解決を願うものです。